

公民館だより



中学生チャレンジ講座

《書道講座》

中学生チャレンジ講座「書道講座」が12月25日、中央公民館で開催されました。講座には7人の中学生が参加し、講師を務めた平田村清峰会の方々から手ほどきを受け、冬休みの課題である書き初めを練習しました。

生徒たちは真剣な面持ちで、満足のいく作品を書き上げました。

筆圧や筆の運び方を学ぶ生徒



練習の成果がしっかりと表れた立派な作品！

柔道スポ少が餅つき

平田村柔道スポーツ少年団による毎年恒例の餅つきが1月12日に行われました。指導部の先生や保護者の皆さんと協力して餅をつき、できたての餅をおいしくいただきました。

平田村柔道スポーツ少年団では、随時団員を募集していますので、興味のある方は中央公民館までお問い合わせください。



寒くても元気いっぱいひらたっ子

ひらたスポーツクラブのスキー教室が1月26日、裏磐梯スキー場で行われ、22人が参加しました。平田スキークラブの吉田篤さん・渡部高一さん・太田清実さん・佐藤俊光さんが講師を務め、丁寧に指導していました。

子ども達は、転んで雪にまみれながらも笑顔いっぱいでした。



上手にたどり着けるかな



しっかり教えてもらってさあ出発！



振り向いてポーズ！



もう立派なスキヤーだね

国保だより

住民課 ☎55-3112 健康福祉課 ☎55-3119

医療費が高額になりそうなとき

医療機関等の窓口で限度額適用認定証を掲示すると、ひと月分の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

入院時や高額な診療・調剤を受ける場合は、必ず事前に限度額適用認定証を申請してください。

申請に必要なもの ○国民健康保険被保険者証 ○世帯主の印鑑

- ※1 医療機関ごとに自己負担限度額までの支払いが必要です。
- ※2 入院時の食事代や保険が適用されない費用は対象外です。
- ※3 自己負担限度額は月ごとに計算します。
- ※4 自己負担額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。



支払いが高額となった場合や複数の医療機関を受診した場合に該当します。

詳しくは、住民課までお問合せください。

自己負担限度額一覧表

70 歳未満

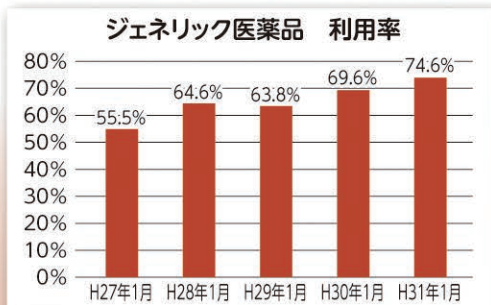
所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
ア	所得901万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%【多数回該当:140,100円】	
イ	税所得600万円以上901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%【多数回該当:93,000円】	
ウ	所得210万円以上600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%【多数回該当:44,400円】	
エ	所得210万円以下	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円【多数回該当:44,400円】
オ	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円

70 歳以上

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
住民税 課税世帯	現役並み所得者 課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%【多数回該当:140,100円】	
	課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%【多数回該当:93,000円】	
	課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%【多数回該当:44,400円】	
	一般 課税所得145万円未満	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円【多数回該当:44,400円】
住民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ(世帯全員所得なし)	8,000円	15,000円

「ジェネリック医薬品」を活用しましょう！！

ジェネリック医薬品とは、安全性と効き目が国に認められた低価格な薬です。



本村のジェネリック医薬品の利用率は、5年前に比べ20%増加しています(左図参照)。

ジェネリック医薬品への切り替えは、医療費の節約にもつながります。

実際にジェネリック医薬品に切り替えるとどれくらい差額が発生するかは、送付される差額通知書でご確認ください。

きっと皆さんの薬にもジェネリックがあります。

ジェネリック医薬品には「高血圧」「糖尿病」等の生活習慣病、「花粉症」「アレルギー」「抗がん剤」「認知症」など、さまざまな病気に対応したものもあります。かかりつけのお医者さんに、一度聞いてみましょう。

